

## 『藝文類聚』編纂考

## 一 「歐陽詢撰」の問題

唐代類書の代表として知られる『藝文類聚』一百卷は、唐建國間もない武徳五年（六二二）、高祖李淵により編纂の詔が下り、同七年（六二四）九月十七日、歐陽詢によって完成が奏上された。完本の残る最古の類書であり、散佚した唐初以前の文獻を多數収載する本書は、早くに輯佚書等の編集に用いられただけでなく、今日も工具書として頻繁に利用され、その典籍としての價値は成書一四〇〇年を経て全く揺るがない。その一方で、『藝文類聚』そのものに對する研究は、從來活發には行なわれてこなかった。『藝文類聚』諸版本間における校勘や、『藝文類聚』と他の典籍との間における同一記事・同一詩文に對する校勘といったテキスト・クリティック上の問題、該書の成立事情といった基礎的な問題すら、未解決のままか、あるいは問題提起そのものがなされなかった経緯がある。

本稿では、このうち該書の成立に關わる問題について論じる。まず、『藝文類聚』の編纂従事者に關して從來提起されていた問題の再検討から始め、編纂主導者について論じ、當時の朝廷がおかれた對外的政

治環境から具體的な編纂の時期や期間を絞り込む。更に、編纂官として名を列ねた人物、特に所論の編纂主導者の政治的立場から見えてくる『藝文類聚』編纂に託された意圖、思惑について卑見を述べたい。右の議論は、ただに『藝文類聚』の成立問題に止まらず、主だった歴代王朝における敕撰類書編纂の意味を考える上でも重要な意義を持つであろう。すなわち、政治的權力の宣揚、安定に利用するべく生みだされ、時に政治勢力に翻弄される「類書の運命」とでも言うべき現象が、『藝文類聚』にも看取されるのである。

さて、その編纂従事者に關する問題とは、『藝文類聚』に「歐陽詢撰」と冠することへの疑問である。現在、『藝文類聚』といえば「歐陽詢撰」であって、史書等によって知られる他の五名の編纂者（陳叔達・裴矩・令狐德棻・袁朗・趙弘智）は、ほとんど顧慮されない。早くは開元年間に、歐陽詢を代表的撰者とみなし、書名にその名を冠していたであろうことが、中林史朗氏によって指摘されている。

この「歐陽詢撰」とする問題について、『四庫全書總目提要』は、子部類書類『藝文類聚』の條に（傍線は筆者による、以下同じ）、  
藝文類聚一百卷、唐歐陽詢撰。……唐書藝文志注、令狐德棻、

袁朗、趙宏智同修。唐書詢本傳又稱、武德七年、詔與裴矩、陳叔達同修。殆以詢董其成、故相傳但署詢名歟（『藝文類聚』一百卷、唐歐陽詢撰。……唐書藝文志注に、令狐德棻、袁朗、趙弘智同に修すと。唐書が詢の本傳に又た稱す、武德七年、詔ありて裴矩、陳叔達と同一に修すと。殆ど詢の其の成すを董すを以て、故に相ひ傳へて但だ詢の名のみを署せるか）。

と述べ、複数の編纂官のうち、歐陽詢が作業の統括に当たったがために彼の名を書名に冠するようになったとする見解を示す。これに對して中林氏は「詢が領導して『其の成を董した』と斷定するに足る確實な史料は存在せず、むしろ史料上から言えば、彼が領導者であったとすることさえ疑わしい」と述べ、斷言はできないものの「中央の職事官に在って機密に參與し、かつ最も年齢が高かったと言うのが、詢が奏上の任に當った理由ではなからうか」と、歐陽詢が『藝文類聚』完成の奏上を行なうに至った理由を推定し、詢が奏上を擔ったがためにその名のみを書名に冠するようになったとする見解を提示された。確かに、史料に名前の擧がる頻度といった點から見ると、陳叔達と令狐德棻が代表者として最も有力であり、歐陽詢を編纂者の筆頭と目するには疑問が残る。しかし、筆者は從來行なわれてきた史料上からの考察に加え、『藝文類聚』の本身、すなわちそこに採録された詩文に焦點を當てることにより、「歐陽詢撰」の理由が明らかになることを指摘したい。

## 二 採録詩文に見る歐陽詢主導の痕跡

歐陽詢が『藝文類聚』の完成を奏上したことは、注5に擧げた③『舊唐書』や⑥『唐會要』に明らかである。この奏上の任に當った

理由については、編纂の主導者たる所以とすれば『四庫全書總目提要』の見解に沿うし、そうではなく、個別の特殊事情によるとするのが中林氏の見解である。筆者は、成書の上奏に加え、『藝文類聚』の序文撰述を一任された歐陽詢には、やはりその榮譽に浴すべき主導的な働きがあったものと考えられる。ただ、そこで問題となるのは、中林氏の指摘にもある通り、史料にそれを證明するに足る十分な記述を見い出せないことである。ならば、『藝文類聚』そのものに歐陽詢主導の痕跡を見い出すことはできないであろうか。

『藝文類聚』は、その序文に「事居其前、文列于後（事は其の前に居り、文は後に列ぶ）」と述べるように、部立てされた或る事物について、始めに經・史・子の書および『楚辭』から關連する故事を列挙し（「事」の部分）、その後、當該項目に關する詩文を、隋代死去の文人を下限として文體ごとに分けて採録する（「文」の部分）。後に「類書」と總稱されることになる、魏の『皇覽』以下の書籍群が、「事」のみを収録していたのに對し、それまで『文選』等の總集あるいは個人の別集を参照するほかなかった詩文をも、事柄の檢索と同時に参照できるように工夫したところに、『藝文類聚』の新奇さがあった。『藝文類聚』編纂において、従前の諸類書が編纂の材料として用いられたことは序文にも明らかであるが、それも「事」の部に限って可能であったことになる。残る「文」の部分については、まさに『藝文類聚』独自の部分に相當し、當然、そこに収めるべき作品の収集と選定、および分類に多くの時間と努力が費やされたと見られる。この作品の選録が決していい加減なものではなく、全百卷にわたって周到に檢討されていたことは、現行のテキストにおいても、基本的には全體を通して同一詩文が重複して載せられることなく、内容に應じた一つの部立て

のみに配置されたことから窺える。この「文」の部分には編纂者の意圖が特に色濃く反映されているはずであり、筆者はここにこそ注目すべきと考える。

『藝文類聚』には、隋以前の五七五家、四八八六條もの詩文が採録される。該書の編纂は、南北を統一したものの短命に終わった隋より禪譲を受けた唐が、その建國期に成した一大文化事業であり、傳存する諸作品を時代や地域を越えて網羅することに主眼があったとも考えられる。しかし、そう考えてもなお特異というべき採録現象が看取される。その一つが、まさしく歐陽詢に關して指摘できる。

それは、卷五十、職官部、刺史の項に採録された江總撰「廣州刺史歐陽頴墓誌（以下「歐陽頴墓誌」と略）」、および卷五二、治政部、善政の項に採られた徐陵撰「廣州刺史歐陽頴德政碑（以下「歐陽頴德政碑」と略）」である。この二つの文章で顯彰される歐陽頴（四九七〜五六三）とは、梁、陳二代に仕え、主に軍功あって榮達した人物であり、ほかならぬ歐陽詢の祖父である。次に「歐陽頴墓誌」の全文を擧げる（括弧）は筆者、以下同じ）。

江總撰「廣州刺史歐陽頴墓誌」(卷五十、職官部、刺史)

(ア) 公家は尚書を習ひ、少府(漢・歐陽地餘)の孺漢冊に高く、世々渤海に居し、太守(晉・歐陽建)の文晉原に重し。中原喪亂、地を避け南に徙る。(イ) 公孝敬純深にして、友悌惇睦たり。家に遺財を積むも、並びに諸季に讓り、兼ねて同壤に調す。(ウ) 公章を含みて内に映え、遠く識りて沈く通ず。嗜欲を窒め、言行を謹しみ、貞幹を資とし、廉隅を事とす。(エ) 梁室造らずして、凶羯憑凌す。公銳を被びて兇を執らへ、匡復を志す有り。梁孝元帝散騎常侍、東衡州刺史、始興縣侯を授く。

而るに犬戎弑逆し、宗社播遷れり。(オ) 陳揖讓を纂ぎ、高祖に歸する攸、恩は惟舊に加へられ、使持節、都督南衡二十二州諸軍事、廣州刺史を授けらる。進めて開府儀同三司、山陽郡公と爲し、號を征南將軍に進め、鼓吹一部を加へらる。巫山の遠曲、騎吹を日南に喧すしくし、芳樹の清音、軍容を海截に肅かにす。

車騎將軍、司空を追贈せらる。(カ) 公六經を涉獵し、百氏に優游す。徭を寛め賦を省き、百越の歸心を化せしめ、寒きを撫り膠を投まひて、三軍の死力を感ぜしむ。室に在りては質の如く、寧んぞ屋漏に慚ぢんや。貪ぼりて寶を爲さず、毎に人の知らんことを畏る。殺青に兼兩の疑ひ無く、薏以に豈に懷珠の謗りあらんや。(馬や金を) 羊が如く粟が如くみて、夷齊(伯夷・叔齊)の心を改めず、遺慶遺風、方に豹産(西門豹・子産)の徳を留む。

この文では、始めに先祖以來の歐陽家の由緒正しさを褒め(ア)、歐陽頴個人の生まれながらの徳の高さ、才能の高さを讃え(イ・ウ)、梁から陳にかけての活躍(エ・オ)を述べた後、もう一度歐陽頴の學識豊に徳高く、清貧に甘んじて、高潔高德の遺風を遺して世を去った旨をまとめあげて(カ)結んでいる。墓誌としては型通りのものであり、一作例として、同卷同項目に所掲の他の二種とともに採録されたと考えられなくもないが、一般の型通りであることは却って、この「歐陽頴墓誌」でなければならなかった採録判断上の根拠を薄弱にする。「歐陽頴墓誌」の採録には別に意圖するところがあつたと考えるべきであり、それはこの墓誌が「刺史」という部立てに收められたことから窺い知ることができる。すなわち、『藝文類聚』を繕讀する者の目には、「刺史」の部立てに列擧される人物が、言わば刺史の鑑として映るのであり、選定者の意圖は、まさに歐陽頴を譽れ高き名刺史

の一人に列することにあつたのではなかったか。

そして、この墓誌のみならず、徐陵撰「歐陽頴德政碑」が治世部、善政の項目に採録されていることから、これらの選定が、確固とした意圖に基づくことが明白となる。當該德政碑は、「歐陽頴墓誌」が節略にかかる可能性があるので、およそ八〇〇字からなる長文であり、末尾に銘文を完備した全文の収載とも考えられる。その内容は、墓誌と同様に歐陽家の遠祖の稱揚に始まり、歐陽頴個人の篤學、孝行の美質を褒め、官途にあつては、梁に仕えて南方異民族の鎮定に功績あつたことを述べ、朝代が陳に移つても大いに重用されたことを記す。ついで民政にも多大な治績をあげたことに觸れ、その善政に感遇した僧侶が、朝廷に德政碑建立の願いを申し出したことにより、救命を奉じて碑文を撰述すると述べ、以上をまとめる四言二十句の銘文で以て締め括る。該碑は「歐陽頴墓誌」の内容と重なる表現が多く、度重なる歐陽頴賞贊の文章採録の實態が浮き彫りとなる。かくも歐陽頴に肩入れする人物は、やはりその直系の孫、歐陽詢をおいて他には考えられないであろう。更に、單に祖父であるからという理由だけではなく、歐陽詢には祖父頴の經歷を墓誌や德政碑の通りに後世に残したいと切望する事情もあつたのである。

それは、梁の末年、太平二年（五五七）頃における歐陽頴の身の處し方にある。歐陽頴には、敬帝蕭方智の治世下にあつて嶺南に反旗を翻した蕭勃に加擔し、逆徒の汚名を着せられた暗い經歷がある。その後、陳の世に「歐陽頴德政碑」を撰述した徐陵にさえ、梁末當時に於いて歐陽頴を「凶徒」と誅る文章を見出すことができる。『陳書』巻九や『南史』巻六六の本傳には、蕭勃に人質を差し出してのやむなき加擔と記されるが、清の王鳴盛は『十七史商榷』巻六四、「歐陽頴傳

多誤」に徐陵「廣州刺史歐陽頴德政碑」に言及した上で、

頴本無德政、史家多溢美。徐陵有爲陳武帝作相時與嶺南酋豪書、既稱頴爲兇徒、又有與章司空昭達書、稱頴之子紇爲殘兇。力詆其一門濟惡（頴本より德政無く、史家多だ溢美するのみ。徐陵に「爲陳武帝作相時與嶺南酋豪書」有りて、既に頴を稱して兇徒と爲し、又た「與章司空昭達書」有りて、頴の子紇を稱して殘兇と爲す。力めて其の一門の惡に濟るを詆るなり）。

と述べ、歐陽頴には本來、德政と稱すべき成果もなく、唐初の史家『陳書』や『南史』の編纂者が褒めそやしたにすぎない（引用中の傍線部）と見る。この見解の妥當性は假に措くとしても、後世の歴史家にそのような判断を抱かせるほどに、歐陽頴の經歷には、手放しに稱揚できない部分があつたことは確かである。このあたりの事情について、「歐陽頴德政碑」では次の通り記される。

商周の際、孤竹（伯夷・叔齊）は尚ほ其れ哀歌し、曹劉の間、蘇子（蘇則）は猶ほ其れ狂哭す。況んや番禺（廣東）の連帥（蕭勃）の、實に宗枝爲るをや。我が天機を迷はし、自ら梁鼎を窺ふ。公（歐陽頴）の威名の本より重きを以て、逼りて前軍を統べしむるも、（天子の）乾の數は違へ難く、（小人蕭勃が勢力を伸ばす）剥の象は悔ゆるに終る。高祖（陳武帝）永く惟舊を言ひて、彌いよ奇功を念ひ、即ち皇家に訓へ、深く朝綱を弘む。（歐陽頴の）檻車の纜に至れば、（罪人を入れる）輿櫬は己に焚けたり。祝史は夷吾（管仲）に祇すとし、壇場は井伯（春秋虞の大夫）に延ぶ。

この文では、王朝交代を嘆く人物が出るのは世の常であり、梁の宗族である蕭勃が陳に歸屬しなかつたのも無理なきことと述べた後、歐

陽頴はその名聲故に肅勃に利用されたにすぎず、罪はさらさらないうことを、管仲や井伯の『春秋左氏傳』の故事（僖公十年秋、同五年冬）などを用いて繰り返し丁寧に説明する。歐陽詢は、祖父の經歷の暗部を覆い隠し、美點を述べ盡くしたこの徳政碑を『藝文類聚』「善政」の部に載せることで、やはり善政をなした高德の刺史歐陽頴という評價のみを残そうと意圖したのではないか。

以上、江總「歐陽頴墓誌」および徐陵「歐陽頴徳政碑」の採録、各部立てへの配置のあり方から、言わば歐陽頴優遇の情況が存在することを述べ、それを孫の歐陽詢による詩文選擇・分類の意志の結果ではないかと述べた。これについては、今に残る徐陵、江總の全詩文のうち、『藝文類聚』にはそれぞれのおよそ半數が採録される事實から、該書編纂者が兩名の詩文を高く評價し、廣く採録したための偶然の結果ではないかとの疑問を呈し得る。しかし、現存の詩文を分母としても半數の選擇であり、編纂時には今より多數の作品が傳存していたであろうことが考えられ、實際には二分の一よりも更に絞り込んだ選擇であったことになる。その中で、他でもない右に見た二つの文章が選擇されたのは、ただの偶然とは思われない。やはり、編纂者歐陽詢の意圖を認めるべきである。では、それは他の編纂官にも了解を得た上での編集であったのだろうか。それとも彼の獨斷によるものであったのか。

『藝文類聚』編纂従事者として、計六名の存在が明らかになっていくことは先に述べた。このうち、父や祖父撰述の詩文、もしくは父や祖父について撰述された詩文を採録される者に、歐陽詢のほか、袁朗（後述）、陳叔達、裴矩が挙げられる。陳叔達は、陳の宣帝の實子であり、『藝文類聚』の歴代帝王をまとめた帝王部（卷十一～十四）のう

ち、卷十四の陳宣帝の部立てに關連する詩文が一條（江總「陳宣帝哀策文」）擧がる。裴矩については、卷五三、治政部、奉使の部に、その父裴訥之の詩が一首（「鄴館公宴詩」五言十二句）、伯父の裴讓之の詩（「公館讌酬南使徐陵詩」五言一四句）とともに擧がる。裴矩は、春秋期に遠祖を戴き、魏晉より繁榮を續けた名門貴族、河東聞喜の裴氏に屬す。歴代顯官を輩出した家系である。陳叔達は官位において、裴矩は官位、年齢の両面で編纂の主導を果たして然るべき立場にある（注4参照）。何らかの事情で主導の任をとらず、編纂實務に參與しただけとしても、他者に對する優位性を考えると、極めて少ない採録と言わざるを得ない<sup>17)</sup>。内容においても、歐陽詢や次節に述べる袁朗の例とは同等には扱えず、歐陽詢（および袁朗）に關する例の特殊性が際立つ。

六名が均しく編纂の實務に参加し、合議<sup>18)</sup>で採録すべき詩文を選定の上、配置すべき部立てを決定していたと假定したなら、歐陽詢（および袁朗）に關してだけ、恣意的とも思える詩文の選定、配置が見られるはずはない。歐陽詢は、年齢、官位のいずれも、決して他の編纂官より優位に立つとは言えないし、他の編纂官に、歐陽詢および其の祖父頴を特別視する事情があったとも考え難い。やはり、歐陽詢には自らの判斷で、主觀的に採録詩文を選別し、部立てへ配置することが可能な作業環境があったと見るのが自然であり、現場において編纂を主導する役回りがあったと見るべきであろう。

### 三 齊王文學袁朗の積極的關與

前章では、「文」の部分に採録の詩文に、歐陽詢の主導的關與を窺わせる證據を探ったが、調査の過程で、更に一名、特異な詩文採録の

例に該当する人物が見出された。齊王文學の袁朗である。袁朗にもまた、その祖父袁君正の死を悼む沈炯撰「祭梁吳郡袁府君文」が、卷三八、禮部、祭祀に收められる。袁君正が名聲の一方で蓄財に勵み華美な生活を送ったこと、また晩節を汚して失意のうちに死去したことは『梁書』卷三二、袁昂傳附君正傳の傳えるところであるが、この點に觸れることなく、生前の徳を慕う官僚の弔問が相續いたさまや、吳の統治に功績があったことのみで觸れる祭文を採録することは、歐陽顛墓誌、徳政碑に見た例と一致する。

更に袁朗には、これに止まらない例を指摘できる。それは、梁、陳、隋と活躍した一大文人、江總から袁朗自身に贈られた詩の採録である。まずは、その全體を次に挙げる。

- 1 賈誼登朝日、 賈誼 登朝の日、
- 2 終軍對奏年。 終軍 對奏の年。
- 3 校文升廣内、 文を校して廣内に升り、
- 4 撫劍入崇賢。 劍を撫して崇賢に入る。
- 5 奇才殊豔逸、 奇才 殊に豔逸にして、
- 6 將別更留聯。 將に別れんとして更に留聯す。
- 7 驅車命鏡管、 車を驅りて鏡管を命じ、
- 8 拱坐面林泉。 拱坐して林泉に面ふ。
- 9 池寒稍下鴈、 池寒くして稍やく雁を下し、
- 10 木落久無蟬。 木落れて久しく蟬無し。
- 11 露侵山扉月、 露は山扉の月を侵し、
- 12 霜開石路煙。 霜は石路の煙を開く。
- 13 高談無與慰、 高談して與に慰むるもの無ければ、

#### 14 遲爾報華篇。 爾の華篇を報せんことを遲ふ。

この詩では、始め(1〜6句)に袁朗を、二十歳で漢の文帝に召され博士に任じられた賈誼(『漢書』卷四八、賈誼傳)や、十八歳にして漢武帝の謁者給事中に拜せられた終軍(『漢書』卷六四、終軍傳)になぞらえつつ、その若年にして才識豊かで、陳の宮中に召し出されたことを述べ、類い希な才能を惜しむあまり、別れに臨んで忍びないと詠み出される。中(7〜10句)には、車を驅って出かけ、送別の宴の席上だろうか、管弦を奏し、江總と袁朗の二人が林中の泉に向かつて共に座す様が詠われるが、その背景に、秋を迎え寒さ増す池に飛來し始めた雁や、夏も終わり葉を枯らした木から姿を消した蟬を詠むのには、實景を踏まえつつも寓意するところがあるように感ぜられる。

秋の風物として雁と蟬とを詠むことは、例えば潘嶽「秋興賦」(『文選』卷十三)に「蟬嘒嘒而寒吟兮、鴈飄飄而南飛(蟬は嘒嘒として寒吟し、雁は飄飄として南飛す)」とあるがごとくであるが、本詩では、秋の寒さに江東へ南飛してきた雁がいる一方で、蟬は全く姿を消すものとされている。

詩題の「(太子)洗馬袁朗」の官銜からは、作詩の時期が陳の後主の世と知れるが、時に江總は尙書令であった。兩名ともに朝廷に出仕しているはずであって、送別詩を贈るに至った経緯を史書の記述から明確に押さえるのは難しい。詩の結び二句からは、この別れが短期を念頭においてのものとは考えがたく、當時において、何か長期の離別を豫期させる事態が生じていたと考えるべきだろう。その可能性を見いだせる事件が一つある。禎明二年(五八八)、後主はそれまでの太子、すなわち袁朗が仕えていた胤を廢して吳興王となし、揚州刺史始安王の深を新たに皇太子に立てたのである。或いは、これをきっかけ

に袁朗には地方への轉出が決定していたのかも知れない。ことの真相は定かではないが、10句目に詠われた「蟬」とは、高潔の士の象徴でもある。寒さ忍び寄り、ために蟬が全く姿を消してしまったというのは、不穩な政治の動きに翻弄されて中央を去る袁朗を高潔の士と喩えての表現であったとも考えられる。

續けて末尾には、露、霜が降りる袁朗出立の朝になったと、時の経過を描寫し、共に語り合うことのできる者がいなくなるからには、どうか便り(詩文)を寄せてくれと締め括る。ここには、別れ行く袁朗に對する深い惜別の情とともに、詩の冒頭同様、袁朗の才能に對する愛惜と信頼の情が讀み取れる。

禎明二年作詩の推定が許されるならば、時に江總七十歳、袁朗は二六歳(推定)である。袁朗にとってこの詩は、若い時分に時の大官から贈られ、自己の才能を絶賛された思い出の詩といふことができる。しかし、それに止まらず、右に考察したことを踏まえれば、廢太子という時の流れに巻き込まれ、いかんともしがたい挫折感を味わっていた頃に贈られ、心の支えとなった詩と理解できるのである。『藝文類聚』編纂時には六十歳近くになっていた袁朗にとって、自らの半生を振り返った際に、どうしても「別」の部立てに収めたい名作中の名作であったに違いない。

とは言え、他人にとっては一讀してその内容が袁朗の才能を絶賛するものであることは明らかであり、自らこの詩を採録するのに何ら遠慮するところはなかったのかと、奇異の念にかられる。筆者はやはり、袁朗がそれを可能とする立場にあったものと考ええる。

袁朗は、他ならぬ江總の知遇を得て陳朝に活躍の場を広げたのであるが、歐陽詢もまた江總とは深いつながりを持つ。すなわち、歐陽詢

は十二歳にして、梁朝に謀反をはたらいた罪で父歐陽紇を誅殺され、お家取り潰しの救命のなか、江總によって辛うじて命を救われ、養育されたのである。歐陽詢と袁朗との両者は、年齢も五つほどしか違わず、『藝文類聚』編纂の頃までには、袁朗が江總の知遇を得た二十歳あたりから四十年近くに及び交際があった可能性がある。兩者の間には、他の編纂者との間にはない親密さがあったことが考えられる。また兩名には、個人的關係とは別に、次に述べるような二人を結びつける當時の特殊な政治背景も存在したのである。

#### 四 『藝文類聚』編纂と武德期の皇位繼承争い

『藝文類聚』が編纂された武德期は、皇帝李淵(高祖)を中心に、唐土統一を目指して割據勢力の平定が進められると同時に、王朝内部では次代皇帝の座を巡り、皇太子李建成と秦王李世民(後の太宗)との間で激烈な勢力争いが行なわれた時期でもあった。國家の修撰事業である『藝文類聚』編纂も、當然、この二つの時代的、政治的動きを背景に行なわれたことに注意しなければならない。

まず、唐王朝による割據勢力平定との關わりについては、これに對する本稿の考察から、『藝文類聚』編纂の敕令が下された時期と編纂の期間を、先行研究より更に絞り込むことが可能になる。従前には、史料(注5)より、武德五年に救命を受け、同七年九月十七日までの三年ないしは二年半の期間を経て成書されたとされているが、武德五年の何月かという問題はこれまで提起されてこなかった。これには、令狐德棻による前代史編纂を願う上奏と、それに對する裁可の救命を傳える『唐會要』卷六三、史館の條が參考となる。

武德四年十一月、起居舍人令狐德棻、嘗て從容して高祖に言ひ

て曰はく、近代已來、多く正史無し。梁陳及び齊、猶ほ文籍有るも、周隋に至りては、多く遺闕する有り。當今耳目猶ほ接し、尚ほ憑るべきところ有るも、如し十數年を更し後ならば、恐らくは事跡湮没し、紀錄すべきもの無し。五年十二月二十六日に至り詔す。(……前代史編纂の敕……) 數載を綿歴し、竟に就らずして罷みぬ。

この文から、起居舍人の令狐德棻によって前代史編纂が建言され、それを受けて高祖による敕命が下されたことがわかる。ここで、傍線を附した部分に着目すると、編纂の建言とそれを受けた敕令との間に約一年の時間差が存在することに氣付く。唐を遡ること遠くない歴代王朝の正史が存在せず、唐朝支配集團の祖に當たる北周、隋に關しては史書編纂に必要な文書にさえ事缺く狀況であった。そこで、前代王朝の記憶の新しいうちに急ぎ編纂に取り掛かるのが適當とする建議を受けておいて、何ゆえ着手の敕令までに一年もの空白を生じたのか。實は、次の『資治通鑑』卷百九十、武德五年十二月の記述に附す司馬光引く所の『高祖實錄』によって事情が明らかとなる。

高祖實錄に「壬申、太子、黑闥と魏州城下に戦ひ、之を破り、闥、軍を掛け北して遁る。甲戌、闥を毛州に追ひ、賊永濟渠を背にして陳し、接戦し、又た之を破る」と。……(司馬光案語) 蓋し實錄は奏到れるの日に據るなり。

『高祖實錄』冒頭の「壬申」とは二十五日。また、「黑闥」とは建國間もない唐にとつて最大の對抗勢力であった竇建德の殘黨、劉黑闥を言う。太子(『通鑑』本文によれば齊王との連合軍)の官軍が鎮定に手を煩わせていた最後の敵に壊滅的打撃を與え、その吉報が朝廷にもたらされたのが、傍線部の司馬光案語が指摘するように、二十五日で

あった。まさに、武德四年十一月の建議以來待たれていた前代史編纂の國家事業に對して詔敕が下された二十六日の前日に當たる。太子の劉黑闥平定を受け、唐がいよいよ史書編纂という新たな文化事業に踏み切る機運を得ていたことが窺い知れる。

話を『藝文類聚』編纂開始時期(編纂の下詔時期)の問題にもどせば、現存する史料の少なさもあって漠然と「武德五年」とのみ論じられてきた開始時期は、「前代史」と同じ武德五年の十二月二十六日あるいはそれ以降の數日の内であったであろう。前代王朝の正史編纂という、正統王朝を自任する唐にとつて不可缺の修撰事業ですら、提案を受けつつもその實施に及べない狀況であったことを考えれば、何にも先驅けて『藝文類聚』編纂のみが命じられたと判斷するのは不自然なように思われる。『藝文類聚』の編纂期間も、右の武德五年の年末から七年九月までのおよそ一年九ヶ月と、從來の見込みより更に短期間であったことになる。

次に、唐朝内部の皇位繼承争いという政治的動きとの關連からは、歐陽詢と袁朗とを公的に強く結びつける要因が見出される。以下に擧げるのは、『新唐書』卷二百一、文藝傳、袁朗の記事である。

武德初、隱太子、秦王、齊王と相ひ傾争して名臣を致し以て自助とす。太子に詹事李綱、竇軌、庶子裴矩、鄭善果、友賀德仁、洗馬魏徵、中舍人王珪、舍人徐師謨、率更令歐陽詢、典膳監任璨、直典書坊唐臨、隴西公府祭酒韋挺、記室參軍事庾抱、左領大都督府長史唐憲有り。秦王に友于志寧、記室參軍事房玄齡、虞世南、顏思魯、諮議參軍事竇綸、蕭景、兵曹杜如晦、鎧曹褚遂良、士曹戴胄、閻立德、參軍事薛元敬、蔡允恭、主簿薛收、李道玄、典籤蘇勣、文學姚思廉、褚亮、燉煌公府文學顏師古、右元帥府司馬蕭



瑀、行軍元帥府長史屈突通、司馬竇誕、天策府長史唐儉、司馬封倫、軍諮祭酒蘇世長、兵曹參軍事杜淹、倉曹李守素、參軍事顏相時有り。齊王に記室參軍事榮九思、戸曹武士逸、典籤裴宣儼有りて、(袁)朗は文學爲り。從父弟の(袁)承序も亦た名有りて、王召して文學館學士と爲す。

右は、武徳初年において太子李建成、秦王李世民および齊王李元吉が互いに當時の名臣を招聘し、自己の政治勢力強化の助けとしたことを述べる。この記事からは、太子李建成配下に裴矩、歐陽詢が、齊王李元吉配下に袁朗が、それぞれ所屬していたことがわかる。そして、この太子と齊王とが手を組み、當時軍功をあげて威名最も盛んだった秦王李世民に對抗しようとする様々な計略をめぐらせていたことは、よく知られるところである。

本章において『藝文類聚』編纂開始時期とその期間を絞り込むにあたり、筆者は太子、齊王主導による劉黑闥討伐の成功が、當時の國家的修撰活動開始の契機となったと指摘したが、實はこの討伐もまた、太子、齊王の兩名が手柄を立てるべく高祖に願ひ出て實現したものであったことが、『舊唐書』卷六四、隱太子建成傳に記される。『藝文類聚』編纂は、その直後に、今度は太子に文治の功績を上積みしようとして、太子李建成と齊王李元吉の主だった府僚が高祖の敕命を受け、編纂を一手に擔おうと畫策したのではなかったか。

先に引いた『新唐書』文藝傳の記述には、秦王李世民の府僚も多數列記されていたが、その中には、于志寧、房玄齡、虞世南、顏師古ほか、李世民が當時設置していた秦王府文學館に十八學士として重用された者の名が見える。特に虞世南については、ただに一流の知識人であったのみならず、隋に祕書郎を務めたおり、官撰の類書『長洲玉鏡』

の編纂に携わり、また『北堂書鈔』を私撰した経験をも持つ、言わば類書編纂の第一人者であった。國を興して初めての修撰事業に相當する『藝文類聚』編纂に、かくもふさわしい人物を始めとした秦王府の人材が一人として採用されなかったことは見逃せない重要な事實である。『藝文類聚』と同時期の前代史編纂においては、東宮府および二つの王府からも均しく府僚が編纂の敕を受けており、政治的屬性に偏りが見えないことから、この特異さが更に浮き彫りとなる。筆者は前章までに、歐陽詢と袁朗とに主觀的な詩文選擇を可能とする、編纂への主導的、積極的關與があったと論じたが、太子府下あるいは皇帝(李淵)直屬にあって、太子李建成を後押しする歐陽詢を主に、太子と共闘する齊王李元吉の府下より歐陽詢と舊知の袁朗が加わって編纂を主導した可能性が高い。そしてその目的は、新王朝唐の文治の象徴として『藝文類聚』を完成させることで、次代皇帝の座をめぐる劣勢にあった太子建成(および府僚群)に、文徳の榮譽をもたらすことにあったと筆者は考える。

## 五 太宗李世民と『藝文類聚』

武徳九年六月、秦王李世民は太子李建成と齊王李元吉とを殺害し(玄武門の變)、同年八月に二代皇帝(唐太宗)に即位した。『藝文類聚』成書後、二年と經たぬうちの出來事である。すなわち、太子一派による畫策が全て水泡に歸す中、前章所論の通りなら、言わば太子の文徳を粉飾する意圖を以て、太子派文人により編纂された『藝文類聚』のみが形を留め、傳存する結果となったことになる。該書序文には「太子率更令、弘文館學士、渤海男、歐陽詢序」と署名するが、これは太宗即位後の官職、爵位である。また中林氏は序文中の「命代、唐期

(命代は期に膺り<sup>あ</sup>)」が、本来「命世膺期」であり、李世民的御名避諱による表現であると指摘される。以上の事實は『藝文類聚』が太宗即位以降に書寫されたことを示し、太宗は、先帝に献上された該書を死藏させることなく活用し、書寫を経て、學館、官衙等に頒布、利用させたことが考えられる。該書は名目上、先帝李淵の敕撰書であったし、書物の絶対量の少ない當時においては貴重な文獻集成であったことも確かであるが、李世民には、更に『藝文類聚』を利用する相應の價值があったことが推定される。その一つは、玄武門の變の後、なかば高祖に迫るかたちで帝位を繼承した彼にとり、先帝の編纂業績を相續することが、孝心と帝位繼承の正當性を示す象徴的意味合いを持ったことである。また二つには、李世民は、くだんの歐陽詢を含め、もとの太子府僚を積極的に臣下に迎えたが、彼ら編纂の『藝文類聚』に對する尊重の態度もまた懷柔策の一つとなり得たことである。

更に、前太子派官僚の獲得について言えば、歐陽詢は太宗個人にとつて是非とも手元に迎えたい人材であった。『舊唐書』の本傳によれば、當時、歐陽詢は書家としてその名を渤海にまで知られた名人であり、その書風は、始め王羲之の書に學び、後に独自の發展を遂げて當代最高峰の境地に達したものであった(卷一八九、儒學傳、歐陽詢)。このような彼は、王羲之に心酔し、書に對する竝々ならぬ情熱を抱く太宗には憧れの人物ですらあったろう。歐陽詢は太宗によって弘文館學士に迎えられ、古參の虞世南とともに書法の講義を依頼されたし、彼の臨模した「蘭亭序」(定武本蘭亭序)を太宗は誰の臨模よりも優れているとして、石に刻させたこともよく知られる。歐陽詢が、かように丁寧な待遇を受けたことも、彼が編纂を主導した『藝文類聚』の存續には好都合であったことになる。

以上、本稿は、『藝文類聚』收載詩文に見られるいくつかの特異な事例から、該書が歐陽詢主導のもと、皇位繼承争いに資するべく太子派文人直下に成立した経緯を論じ、太子が敗れた後には、皇位を勝ち取った太宗李世民に業績を横奪、利用されたとする成書後の結末に言及したが、このような事例は、實は該書のみには止まらない。多くの敕撰類書編纂の背景に、政治的意圖が指摘されるのは周知の通りである。『太平御覽』『永樂大典』『古今圖書集成』等、名だたる類書がその例に挙げられる。類書は實に文治の象徴として、歴代王朝において權力の誇示、正當性の宣揚に利用される存在であった。

敕撰類書は、今日の我々にとっては文獻の一大集成として活用されるものであり、その編纂に如何なる思惑があったか、編集に如何なる意圖が働いたかについて考察されることは少ない。しかし、類書收載の對象となる詩文に對して編纂者の價值判斷が働いている以上、編集という行爲を考えることで、新たに發見できることは少なくないはずである。類書により今に傳存する文獻のほとんど全てが、編纂者の目を通して残ったものであることは看過できない事實であり、類書自體に對する研究には更なる蓄積が必要になるはずである。

#### 注

(1) 『藝文類聚』を総合的に論じた主な先行研究に以下がある。

- ① 汪紹楹校『藝文類聚』所揭胡道靜「前言」(中華書局、一九六五年)。  
胡道靜『中國古代典籍十講』第四章第一節(復旦大學出版社、二〇〇四年)に記録。／② 胡道靜『中國古代的類書』第五章第一節(中華書局、一九八二年)／③ 中林史朗『藝文類聚』總説(大東文化大學東洋研究

所「藝文類聚」研究班編『藝文類聚(卷二)訓讀付索引』所收(大東文化大學東洋研究所、一九九〇年)。中林史朗『藝文類聚』讀書劄記」加地伸行(研究代表)『類書の総合的研究』(平成六・七年度科學研究費補助金研究成果報告書、一九九六年)に並録。

- (2) 『藝文類聚』のテキストに焦点を當てた研究は少ない。汪紹楹校『藝文類聚』(前掲注1の①)には、胡道靜「前言」や汪紹楹「校序」に若干の言及が見られる。目下、この汪紹楹校本(上海圖書館藏紹興年間宋刻本を底本とする)が通行しており、本稿においてもこれをテキストに採用する。また、大東文化大學東洋研究所「藝文類聚」研究班によって、『藝文類聚訓讀付索引』が卷ごとに順次刊行されているが(二〇〇九年十二月現在、卷一〜十六および八十八〜八二が既刊)、これには、詳細な「校異」が附され、『藝文類聚』のテキスト利用において多大な便宜を供する。また、筆者はかつて拙稿「避諱による唐代類書の部立て改變について」『藝文類聚』における改字を中心に「九州中國學會報」第四六卷(九州中國學會、二〇〇八年)において、唐代避諱による『藝文類聚』の部立て、載録文獻におけるテキスト改變の問題を論じた。
- (3) 『藝文類聚』編纂に關する問題については、胡氏(前掲注1の②)および中林氏(前掲注1の③)に論考がある。以下、本論における兩氏見解の引用は、全てこれら二種の論考に據る。

- (4) 歐陽詢を含む六名の生卒年、および武德五年(六二二)に『藝文類聚』編纂の敕命が下された當時の官職(品階)、年齢は、次の通り。生卒年は、張搗之ほか主編『中國歷代人名大辭典』(上海古籍出版社、一九九九年)に依據し、生卒年不明の者については、おおよその推定を記し、その根拠を附記した。官職の品階は、『舊唐書』卷四二、職官志に據つた。

【歐陽詢】(五五七〜六四二)、給事中(正五品上)、六六歲。

※『新唐書』卷二百一袁朗傳は、武德初に太子率更令(從四品上)であつ

たとする(後述)。

陳叔達(五七二?〜六三五)、侍中(正三品上)江國公(從一品)、五一歲?。  
 ※陳宣帝の第十六子、一説に十七子(『陳書』卷二八)。生年不詳であり、『陳書』で陳宣帝第十六子とされる陳叔慎とほぼ同じ頃の生まれと想定し、今は假に叔慎の生年を以て叔達のそれに充てる。

饒矩(五四七?〜六二七)、太子詹事(從三品上)、七六歲?。

※生年は、父の訥之が北齊太子舍人(文宣帝即位時「五五〇年」の官)で死去しており、幼児であつたとする『舊唐書』卷六三裴矩傳の記述(父訥之、北齊太子舍人、矩襁褓而孤)より、假に五五〇年に四歳として推算。

令狐德棻(五八三〜六六六)、祕書丞(正五品上)、四十歲。

袁朗(五六三?〜貞觀初)、齊王文學(正六品下)、六十歲?。

※陳後主の初年、至德元年(五八三)に二十歳であつた(後掲注23)と假定し推算。

趙弘智(五七二〜六五三)、太子舍人(正六品上)、五一歲。

- (5) 『藝文類聚』編纂を傳える史料は、次の六條である。

①『舊唐書』卷七三、令狐德棻傳「(武德)五年、(令狐德棻)遷祕書丞、與侍中陳叔達等受詔撰藝文類聚。」/②『舊唐書』卷一八八、孝友傳、趙弘智「(武德)初與祕書丞令狐德棻、齊王文學袁朗等十數人同修藝文類聚。」/③『舊唐書』卷一八九、儒學傳、歐陽詢「(武德)七年、詔與裴矩、陳叔達撰藝文類聚一百卷、奏之、賜帛二百段。」/④『舊唐書』卷四七、經籍志「藝文類聚一百卷、歐陽詢等撰。」/⑤『新唐書』卷五九、藝文志「歐陽詢藝文類聚一百卷、令狐德棻、袁朗、趙弘智等同脩。」/⑥『唐會要』卷三六、修撰「(武德)七年九月十七日、給事中歐陽詢奉敕撰藝文類聚成、上之。」

- (6) 拙稿「唐創業期の『類書』概念―『藝文類聚』と『群書治要』を手がかりとして―」『中國文學論集』第三五號(九州大學中國文學會、二〇

○六年)において、「類書」という目録概念が、唐開元年間以降に成立したものであり、『藝文類聚』成立時を含む唐初期以前には、雑家としてまとめられ、特に勅撰書については、皇帝の群書要覽書、言わば讀むための帝王學書であったことを論じた。

(7) 序文には「流別文選、專取其文、皇覽遍(本作偏、今改)略、直書其事。文義既殊、尋檢難一(流別・文選は、専ら其の文を取り、皇覽・遍略は、直に其の事を書すのみ。文義既に殊なれば、尋檢一なり難し)。」とある。右に言う「皇覽」とは魏文帝曹丕勅撰の『皇覽』、「遍略」とは南朝梁の武帝蕭衍勅撰の『華林遍略』を指す。

(8) 同一部立て内に同一人の同題の詩文が「又曰」によって並列されるものは、重複と見なさない。稀に二つ以上の部立てに重複するものが見られるが、その大多數は卷八二および卷八六、八九に集中する。これは、胡道靜「前言」(前掲注1の①)に引く馮舒や陳揆の指摘「馮舒説：『八十五至八十七三卷中、宋本亦雜亂無緒。』陳揆認爲這三卷『似有後人增入處、非率更原書』」に符合するところがあり、武徳七年の成書時にはなかった重複が、流傳過程で生じたものと筆者は考える。

(9) 中津濱涉編『藝文類聚引書索引』改訂版(中文出版社、一九七七年)に基づき筆者が集計した。

(10) テキストは『藝文類聚』に據りつつ、『江令君集』(『漢魏六朝百三名家集』)所收の同文によって字句を改めた。その場合、『藝文類聚』のテキストを(括弧)に入れて附記する。また、便宜的に段落を分け、記號(ア)～(カ)を附す。

(ア) 公家習尚書、少府儒高於漢冊、世居渤海、太守文重乎晉原。中原喪亂、避地南徙。(イ) 公孝敬純深、友悌惇睦。家積遺財、竝讓諸季、兼關同壤。(ウ) 公含章(率) 内映、遠識沈通。室嗜欲、謹言行、資貞幹、事廉隅。(エ) 梁室不造、凶羯憑凌。公被銳執兇、有志匡復。梁孝元帝授散騎常侍、東衡州刺史、始興縣侯。而犬戎弑逆、宗社播遷。(オ)

陳纂揖讓、攸歸高祖、恩加惟舊、授(横)使持節、都督南衡二十二州諸軍事、廣州刺史。進爲開府儀同三司、山陽郡公、進號征南將軍、加鼓吹一部。巫山遠曲、喧(誼)騎吹於日南、芳樹清音、肅軍容於海截。追贈車騎將軍、司空。(カ) 公涉獵六經、優游百氏。寬徭省賦、化百(伯)越之歸心、撫寒投醪、感三軍之死力。在室如賓、寧慚屋漏、不貪爲寶、每畏人知。殺青無兼兩之疑、葦以豈懷珠之謗。如羊如粟、不改夷齊之心、遺慶遺風、方留豹產之德。

(11) 紙幅の都合上、本論中に全文は挙げない。通行本の九四五～九四七頁を参照されたい。また、許逸民校箋『徐陵集校箋』(中華書局、二〇〇八年)卷九所收の同文を参照した。

(12) 「爲陳武帝作相時與嶺南西豪書」『徐陵集校箋』(前掲注11) 卷七に「比春初、(蕭勃) 便遣大都督歐陽頔、堽口城主傅泰等、凶徒數十、遂到臨川(春初の比ひ、(蕭勃) 便遣大都督歐陽頔、堽口城主傅泰等、凶徒數十を遣はし、遂に臨川に到らしむ)」とある。

(13) 『徐陵集校箋』(前掲注11) 卷八に「所餘殘凶、惟有歐紇(餘る所の殘凶、惟だ歐紇有るのみ)」とある。

(14) 商周之際、孤竹尙其哀歌、曹劉之間、蘇子猶其狂哭。況番禺連帥、實爲(謂) 宗枝。迷我天機、自窺梁鼎。以公威名本重、逼統前軍、乾數難違、剥象終悔。高祖永言惟舊、彌念奇功、即訓皇家、深弘朝綱。檻車纒至、輿櫬已焚。祝史祇於夷吾、壇場延於井伯。※テキストは『藝文類聚』に據り、『徐陵集校箋』(前掲注11) 卷九所收の同文によって字句を改め、もとのテキストを(括弧)に入れて附記した。

(15) 裴讓之は、卷五九、武部にも「北征詩」一首が採られる。

(16) 周征松「魏晉隋唐的河東裴氏」(山西教育出版社、二〇〇〇年)を参照。

(17) 陳叔達、裴矩の兩名は、實務に従事せずとも名譽總纂として序文撰述の擔當が可能な地位にありながら、その役目に與らなかつたところにも、

兩名の編纂への關與が薄いものであったことが窺われる。兩者はそれぞれ國家の大官、重臣（長老）として、編纂の下詔時に名を列ねた程度の關與であつたと考える。

- (18) 陳宣帝の哀策文收載は、『藝文類聚』における帝王部撰述の流れにおける當然の結果であろう。裴訥之、裴讓之の兩詩は、ともに自國北齊と南朝陳との友好を言祝ぐ内容であり、特に各作者の響應役としての有能ぶりを示すこともない。撰述の詩文が採録されること自體が名譽であつたのかもしれないが、刺史部や善政部にその業績が讃えられる名譽に比べれば、明らかに格段の差がある。これら陳宣帝の部立て、裴訥之、裴讓之の詩の收載は、その子、陳叔達、裴矩による孝心の發露、もしくは自己（自家）の名譽欲による作爲というよりは、むしろ筆者が考える編纂主導者たる歐陽詢による上役への配慮と考える。

- (19) 詩文採録の作業が卷ごとの分擔でないことは、「文」の部分に採録の詩文に重複が無いこと（前掲注8）から明らかである。『藝文類聚』編纂の工程として、當時傳存の總集・別集から、ひと所に詩文を收集、蓄積した後、一條ごとに内容に應じた分類を行い、時に節略を加え、あらかじめ定めておいた部立てに歸屬させたことが想定される。そうでなければ、一條の詩文が内包する事柄の多様性に應じて、複数の部立てに重複して採録される例が頻繁に看取されるはずである。事實、隋の救撰類書『長洲玉鏡』の編纂上の工夫を述べた以下の記述（宋）晁載之輯『續談助』卷四所引（唐）杜寶撰『大業雜記』叢書集成初編所收本）には、梁の『華林遍略』に重複記事が多数であつたことを指摘している（傍線部を参照）。

今、文□又富梁朝、是以取事多於編略。然梁朝學士取事意各不同。至如「寶劍出自昆吾溪。照人如照水、切玉如切泥」序劍者盡錄爲劍事、序溪者亦取爲溪事、撰玉者亦編爲玉事。以此重出、是以卷多。至如玉鏡則不然（今『長洲玉鏡』編纂時）、文□（闕一字）は又梁朝よりも富み、

是を以て事を取ることに編略より多し。然して梁朝の學士は事を取るに意各同じからず。「寶劍出自昆吾溪。照人如照水、切玉如切泥」の如きに至りては、劍を序する者は盡く録して劍の事と爲し、溪を序する者も亦た取りて溪の事と爲し、玉を撰する者も亦た編して玉の事と爲す。此を以て重出し、是を以て卷多し。玉鏡の如きに至りては則ち然らず。

- (20) 君正當官莅事有名稱、而蓄聚財產、服玩靡麗、賊遣于子悅攻之。……君正性怯懦、乃送米及牛酒、郊迎子悅。子悅既至、掠奪其財物子女。因是感疾卒（君正官に當り事に莅みて名稱有り、而るに財産を蓄聚し、服玩靡麗たり、賊于子悅を遣はして之を攻む。……君正性怯懦なれば、乃ち米及び牛酒を送り、郊に子悅を迎ふ。子悅既に至り、其の財物子女を掠奪す。是に因りて疾に感り卒す）。

- (21) 沈炯撰「祭梁吳郡袁府君文」の冒頭部分に該當し、以下の通りである。テキストは『藝文類聚』による。沈炯『沈侍中集』（『漢魏六朝百三名家集』）との間に異同はない。また、袁府君（府君は太守の稱）が袁君正を指すことは、『梁書』全篇における袁氏の記述から知られる。『陳書』卷十九、沈炯傳には、袁君正が吳郡太守のおり、沈炯は吳縣の令であつたことが知られるが、祭文中における次の記述「竊以不敏、出宰句吳（竊に不敏を以て、句吳に出宰せしむ）」からは、それが袁君正による抜擢であつたことがわかる。

夫宮鳴徵應、響韻相趨。桂馥蘭芬、期吳在斯。道合一朝、豈忘千載。日者明德世彥、振纓王室、坐嘯大邦、顯治巨麗（夫れ宮鳴りて徵應じ、韻を響かせて相ひ趨る。桂馥蘭芬、期て吳りて斯に在り。一朝に道合せしこと、豈に千載に忘れんや。日者には徳を世彦に明らかにし、纓を王室に振ひ、大邦（吳）に坐嘯し、治を巨麗（吳）に顯す）。

- (22) テキストは『藝文類聚』に據る。『江令君集』（『漢魏六朝百三名家集』による）所收の同詩によって、第11句の「山上」を「山扉」に改めた。

- (23) 袁朗は陳の祕書郎に起家した。江總の知遇を得たことで陳の後主の面

前で賦を作る機会に與り、才能を認められて太子洗馬、德教殿（宮中藏書所）學士に拔擢された（『新唐書』卷二〇一、文藝傳、袁朗）。送別詩に袁朗出仕の始めを賈誼、終軍になぞらえるところから、袁朗起家の陳後主初年に二十歳前後であったと推定できる。

(24) 『陳書』卷六、後主紀より、禎明二年六月の條を参照。

(25) 川合康三「蟬の詩に見る詩の轉變」『中國文學報』第五七冊（京都大學中國文學會、一九九八年。のち『中國のアルバー系譜の詩學』汲古書院、二〇〇三年に所收）を参照。川合氏は、論中で、中國において蟬を高潔の象徴とするシンボリズムの過程、および歴代の詩についても言及される。

(26) 胡氏は、「前言」（注1の①）に解題して『藝文類聚』以三年的時間編成」と述べ、中林氏も同様に前掲書（注1の③）において「誠に『倉卒の間』とでも言うべき僅か三年——實質的作業は二年半程である——で作り上げられている」とされる。

(27) 武德四年十一月、起居舍人令狐德棻嘗從容言於高祖曰、近代已來、多無正史。梁陳及齊、猶有文籍、至於周隋、多有遺闕。當今耳目猶接、尚有可憑、如更十數年後、恐事跡湮沒、無可紀錄。至五年十二月二十六日詔。……綿歷數載、竟不就而罷。

(28) 高祖實錄「王甲、太子與黑闥戰於魏州城下、破之、闥抽軍北遁。甲戌、追闥於毛州、賊背永濟渠而陳、接戰、又破之」……。〔司馬光案語〕蓋實錄據奏到之日也。

(29) 武德初、隱太子與秦王、齊王相傾爭致名臣以自助。因有詹事李綱、寶軌、庶子裴矩、鄭善果、友賀德仁、洗馬魏徵、中舍人王珪、舍人徐師諫、率更令歐陽詢、典膳監任璨、直典書坊唐臨、隴西公府祭酒韋挺、記室參軍事庾抱、左領大都督府長史唐憲。秦王有友于志寧、記室參軍事房玄齡、虞世南、顏思魯、諮議參軍事竇綸、蕭景、兵曹杜如晦、鎧曹褚遂良、士曹戴胄、閻立德、參軍事薛元敬、蔡允恭、主簿薛收、李道玄、典

籤蘇勛、文學姚思廉、褚亮、煥煌公府文學顏師古、右元帥府司馬蕭瑀、行軍元帥府長史屈突通、司馬竇誕、天策府長史唐儉、司馬封倫、軍諮祭酒蘇世長、兵曹參軍事杜淹、倉曹李守素、參軍事顏相時。齊王有記室參軍事榮九思、戶曹武士逸、典籤裴宣儼、朗爲文學。從父弟承序亦有名、王召爲文學館學士。

(30) ここでは、歐陽詢の官職を（太子）率更令とする。注5に挙げた史料からは、給事中であったと判断するほかないが、武德初において太子建成派に所屬していたことは確かと言えらる。

(31) 布目潮瀨『隋唐史研究』（東洋史研究會、一九六八年）参照。

(32) 及劉黑闥重反、王珪、魏徵謂建成曰、殿下但以地居嫡長、爰踐元良、功績既無可稱、仁聲又未退布。而秦王勳業克隆、威震四海、人心所向、殿下何以自安。今黑闥率破亡之餘、衆不盈萬、加以糧運限絕、瘡痍未瘳。若大軍一臨、可不戰而擒也。願請討之、且以立功、深自封植、因結山東英俊。建成從其計、遂請討劉黑闥、擒之而旋（劉黑闥の重ねて反するに及び、王珪、魏徵建成に謂ひて曰はく、殿下但地の嫡長に居るを以て、爰に元良を踐むも、功績既に稱すべき無く、仁聲又た未だ布くに還あらず。而して秦王勳業克く隆く、威四海を震はし、人心の向ふ所なれば、殿下何を以てか自ら安んぜんや。今、黒闥破亡の餘を率ゐ、衆は萬に盈たず、加ふるに糧運限絶し、瘡痍未だ瘳えざるを以てす。若し大軍もて一たび臨まば、戦はずして擒にすべきなり。願はくは請ひて之を討ち、且つ功を立てるを以て、深く自ら封植し、因りて山東の英俊と結ばんと。建成其の計に従ひ、遂に劉黒闥を討たんことを請ひ、之を擒にして旋る。）

(33) 『舊唐書』卷七三、令狐德棻傳、および『唐會要』卷六三、史館の條に、編纂を任命された人物の名が列擧される。

(34) 『藝文類聚』は短期間（筆者は一年九ヶ月と判断）に編纂された。舊知の兩名が主となり詩文選定に當たつてこそ、多人數による議論の紛糾

を避けた迅速な編集が可能となったのではないだろうか。高祖直屬の二名のうち、侍中陳叔達については、先述の通り。祕書丞令狐德棻は、編纂に關わる宮中藏書の利用に便宜を圖る役目を負って、編纂者に名を列ねたと考える。

(35) 『古今圖書集成』の成書過程と政治背景については、拙稿「蔣廷錫による『古今圖書集成』挿圖の改編について―日本内閣文庫所藏『古今圖書集成圖纂』を手がかりとして―」『中國文學論集』第三八號（九州大學中國文學會、二〇〇九年）を参照。

(36) 加藤聰氏は、「類書『初學記』の編纂―その太宗御製偏重をてがかりとして―」『東方學』第百十一輯（東方學會、二〇〇六年）において、『初學記』收載詩文に見える唐太宗御製詩の積極的採録の背景に、編纂時における貞觀の治稱揚の氣風と、編纂者個人の政治的思惑があったことを説明された。